

ハイライト:

- ・平成30年度税制改正大綱 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・還付申告が可能な期間があります！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

平成30年度税制改正
大綱のポイント 2

< 個人所得課税・
資産課税関係 >

税金関係ワンポイント 2

少しずつ寒さも和らいできました。まもなく春の到来となります。花粉症の方には辛い季節となりますが、体調管理に気をつけてお過ごしください。第73号では、平成30年度税制改正から、個人所得課税等の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成30年度税制改正大綱のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >

平成29年12月14日に、「平成30年度税制改正大綱」が公表されました。主な改正について解説いたします。

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直しについて(>_<)

働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、更に年収が850万円を超えると195万円(現行は1,000万円超で220万円)で頭打ちとなります。

公的年金等控除についても最低10万円の引き下げが行われますが、控除額の上限の変更は下記の表のとおりとなります。

基礎控除については控除額が一律10万円引き上げられ、38万円 48万円となりますが、合計所得金額が2,400万円超の個人についてはその所得金額に応じて控除額が逡減され、2,500万円超の個人については基礎控除額が0円となります。

高額所得者にとっては厳しい改正内容となっており、平成32年分以後の所得税に適用されます。

「基礎控除額」

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0

「65歳以上の公的年金等控除額の上限額」

	上限控除額
公的年金等の収入金額が1,000万円超	195.5万円(現行なし)
公的年金等以外の所得が1,000万円超 2,000万円以下の場合の上限額	185.5万円(現行なし)
公的年金等以外の所得が2,000万円超の 場合の上限額	175.5万円(現行なし)

青色申告特別控除の見直し

- ・青色申告特別控除額が65万円 55万円に引き下げられます。
- ・電子帳簿保存若しくは電子申告を行う場合には、青色申告特別控除額は65万円のままとされます。

事業承継税制(^_^)

世代交代に伴う税額負担の軽減のため、従来から事業承継税制において各種軽減措置が置かれていましたが、新たに特例制度が創設されました。

平成30年4月1日から5年間の間に特例承認計画を提出・認定を受け、平成39年12月31日までに実際に事業承継を行う者を対象として、大幅な拡充が行われます。

具体的には、贈与税と相続税が一切かからず、株式贈与者及び株式受贈者が各々複数でも可という仕組みに改正されます。

小規模宅地等の軽減特例の改正について(>_<)

被相続人の居住の用に供されていた宅地等を、被相続人と同居していない親族等が取得する場合の相続税評価額の減額対象となる要件が以下のとおりに変更されます。

・相続開始前3年以内に3親等以内の親族・同族会社・一般社団法人等が所有する家屋に居住したことがない(従前は「自己又はその配偶者の有する家屋に居住したことがない」)

・相続開始時に居住していた家屋を相続前に所有していたことがある者は除外
これは、親が死亡した後、持ち家を持たない子どもが実家に帰るケースを想定して設けられていた制度なのですが、自宅をあらかじめ親族や自分が経営する会社等に売却し、その後、賃借・そのまま居住継続し、親の死亡後、実家については軽減措置を利用して、相続税を減額させる事例が散見された為です。

平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



一般社団法人等に対する課税の強化(>_<)

従来、持分概念が存在しない一般社団法人等を設立し、当該法人に財産を移転し、相続税の軽減を図る節税対策が問題となっており、税理士会からの税制改正要望事項にも織り込まれていました。

今回の改正で、一般社団法人等の理事総数のうち、同族関係者(=親族関係にある者等)が過半数を占める一般社団法人等においては、当該法人の理事が死亡した際、相続税を一般社団法人等に課税する制度が創設されました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます(経過措置あり)。

また、一般社団法人等に対して財産の贈与や遺贈が行われた場合、一定の要件を満たさないときには、一般社団法人等を個人とみなし、贈与税又は相続税を課税することが明確化されます。

こちらは平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

税金関係ワンポイント

還付申告は、還付のための申告書を提出できる日から5年間の期間内に行うことができます。平成25年分の医療費控除の適用を受ける申告は、平成26年1月1日から5年間、すなわち平成30年12月31日までの期間内であれば還付のための申告書を提出することができます。もし、過去の医療費控除等の申告を忘れてしまっている場合は、上記期日内であれば手続きが可能ですので、ご確認してみてくださいはいかがでしょうか。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp